

一般社団法人日本スクエアダンス協会
北海道統括支部会費規程

改定 平成 27 年 4 月 26 日

(目的)

第1条 この規程は支部規約第15条及び第17条に基づき支部における会費に関し必要な事項を定める。

(年会費)

第2条 年会費は以下の通りとする。

- | | |
|--------------------|--------|
| (1) 正会員 | 1,500円 |
| (2) 普通会員 | |
| ① 正会員から届け出た普通会員 | 300円 |
| ② 正会員に属さない普通会員 | 800円 |
| ③ ①または②の家族(夫婦、親子等) | 300円 |

なお、中学生以下の子供会員の会費については上記にかかわらず無料とする。

- (3) 普通会員で年度途中で正会員に属さない普通会員になり②の登録申請があった場合は①と②の差額 500 円を納付することとする。

(会費の納入)

第3条 正会員および正会員が届け出た普通会員の年会費は正会員を通して支部が指定する郵便振替口座に納入するものとする

2. 正会員に属さない会員は支部が指定する郵便振替口座に納入するものとする。
3. 会員登録の次年度継続更新手続は、本部登録にあわせ前年度末までに行い、会費の年額を納入するものとする。

附 則

1. この規程は平成22年7月4日に施行し、平成22年4月1日から適用する。
2. 平成27年4月26日 一部改定 第2条に(3)を追記